

第6回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成16年7月23日(金) 13:30~14:35

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 平成17年度電子ジャーナル予算について

議長から、平成17年度電子ジャーナル予算に関し審議の提案があった後、附属図書館長から、平成14年度から3年間の電子ジャーナルの契約が平成16年度で終了するが、平成17年度以降も従来の支払方法を続けると本学の電子ジャーナルは維持ができなくなる恐れがあることから、電子ジャーナルに関する新しい予算の仕組み及び本学におけるルールを検討する必要がある旨の趣旨説明があった。

引き続き、本学における電子ジャーナル経費の現状、経費負担の基本的な考え方、及び平成17年度の経費負担に関する申し合わせに関し、資料1に基づき説明があった。また、同申し合わせに関し、①部局負担分の算定根拠及び部局別負担額に関しては、附属図書館委員会における審議を経て、関係の部局長等と調整を行い、一応の了解を得ていること、②電子ジャーナルに関しては、来年度以降も値上げが考えられるなどの不確定な部分があり、本経費については各年度ごとに対応する必要があると考えている旨の説明が加えられた。

これを受けて、電子ジャーナル経費に関しては、値上げなどの種々の状況の変化も考えられることから、今後に向けて、経費負担の方法、電子ジャーナルの在り方を含め、更に検討願いたい旨の意見があった。

これに対し、附属図書館長から、電子ジャーナル経費に関しては、各年度ごとに状況を確認し、委員会等において検討することを考えている旨の説明があった。

以上のような審議の結果、平成17年度電子ジャーナル経費負担に関する申し合わせについては、提案のとおり了承された。

4 報告事項

(1) 平成17年度概算要求について

理事(財務担当)から、本学から文部科学省へ提出した平成17年度概算要求事項について、資料2に基づく報告と、7月14日に文部科学省において行われた平成17年度概算要求ヒアリングの状況について報告があった。加えて、今後の概算要求関係のスケジュールに関して概略の説明があった。

以上の報告を受け、平成17年度概算要求事項1位の組織整備に関しては、定員増の要求となるのかとの質問があり、これに対し、理事(財務担当)から、本件は学年

進行の継続分で、定員の要求ではなく人件費の要求となる旨の説明があった。

次いで、学長から、次のような発言があった。

- 平成17年度の概算要求については、最終的な概算要求事項及びその順位について、今回初めて、本日の配付資料のように公開しているのも、次年度以降も多くの意見を伺いながら、全学的に長崎大学のために最も迫力のある概算要求ができるようにしたいと考えている。

また、来年度に向けて、各学部間で多くの情報を交換していただき、学部横断的な形で要求ができれば、概算要求に際して説得力があるものになると考える。

(2) 平成17年度個別学力検査に係る日程（平成17年3月）について

理事（人事・教育担当）から、本件について、資料3に基づき次のとおり報告があった。

- 後期日程試験の合格者を決定する際に必要である平成17年度入試の前期日程試験合格者の入学手続完了者名簿が、平成17年3月19日（土）の午前11時に本学に届くこととなっている。また、合格者の発表は平成17年3月21日に発表することを既に公表しており、これらの入試日程の都合上、平成17年3月19日（土）に各部局で教授会を開催し、合否判定について審議願う必要がある。

また、同日が休日であるため、超過勤務手当の支給又は勤務日の振替えのいずれかの方法で対処する必要があるが、仮に2時間の教授会を全学で開催した場合の手当額は概算で約800万円となり、予算確保も行っていないことから、平成17年3月19日を勤務日に変更し、その代休日はフレックスタイム制を活用し他の勤務日に振り替えることで処理したい。

(3) 留学生センター教員（助教授）人事について

理事（研究・国際交流担当）から、平成16年3月19日開催の旧部局長会議において、学長から、短期留学プログラムをコーディネートする専任教官（助教授）の採用に係る最終選考に関しては、設置予定の学内共同教育研究施設等計画委員会で行う旨を説明していたとの経緯の説明があった。

引き続き、理事（研究・国際交流担当）から、教員選考委員会における選考経過の説明があった後、7月2日開催の留学生センター計画委員会で審議の結果、松村真樹氏を同センターの助教授として採用することが了承された旨の報告があった。

なお、議長から、本件の教員人事に関しては、センターのみなし教授会としての機能を有する旧部局長会議がなくなったことから、本評議会で選考結果の報告を行ったが、今後、各センターの教員人事に関してはそれぞれの計画委員会において審議することとなるため、本評議会への報告は行わない旨の説明があった。

(4) その他

ア 特別研究学生について

評議員から、法人化後の大学院における特別研究学生の取り扱いに関して、①学生を受け入れる側の大学と学生が在籍している大学の間で、国立大学法人が相互に契約を結ぶことの必要性の問題、②授業料の徴収・不徴収の問題等について説明願いたい旨の発言があった。

これに対し、各担当理事等から、大要次のような説明があった。

- ① 法人化後、授業料は各大学の収入となるため、国立学校特別会計として一つの会計処理をしていた従来とは取り扱いが異なる。
- ② 授業料の徴収・不徴収で互いの大学間で不都合が生じないように、個別に契約を結ぶ必要がある。
- ③ 基本的には大学間交流協定を締結した上で授業料は相互不徴収にするという内容で学則の整備を進めている状況であるが、更に検討を行っている。

また、議長から、本件については7月16日開催の連絡調整会議でも同様の意見が出されており、国立大学法人全体の問題でもあることから、国立大学協会に検討を働きかけたいと考えている旨の説明があった。

イ 9月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、9月の第7回教育研究評議会の開催日時について、連絡があった。

以 上